

平成30年
第2回定例会（12月議会）
建設委員会
提出資料

【予算・議案関係資料】

出 納 局

目 次

資料 1	人事給与庶務システムの改修について	1
	(総務事務センター)	

人事給与庶務システムの改修について

平成30年12月3日
総務事務センター

1 目的

職員が使用している一人1台パソコンの賃貸借契約が平成31年8月31日に満了し、新たに契約する一人1台パソコンの基本ソフトがWindows7からWindows10に更新されることに伴い、人事給与庶務システムをWindows10に対応させるための改修を行う必要がある。

2 概要

基本ソフトの更新により、人事給与庶務システムで行っている職員のサービス管理、各種手当認定、福利厚生などの各種申請画面が正常に表示されず、項目の選択や入力ができなくなるほか、機能の一部が動作しなくなることから、継続して使用できるよう、不具合箇所を調査のうえ、プログラム改修や設定変更を行う。

3 債務負担行為限度額

6,824千円 (⊖6,824千円)

内 訳

〔 委託料 6,824千円 〕

4 債務負担行為を設定する理由

システム改修には約5か月を要し、平成31年6月から開始される予定の新たに契約する一人1台パソコンの更新に間に合わせるためには、今年度中に契約手続を行い、改修作業に着手する必要があることから、当該経費について債務負担行為を設定する。

5 スケジュール

項 目	平成30年度			平成31年度					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
契 約	●								
シ ス テ ム 改 修→								
運 用 テ ス ト						→			
運用開始・障害対応					→			
(参考) 一人1台パソコン更新					→			